

平成23年第12回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年6月27日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 委員 外松和子
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第45号 練馬区教育委員会委員の辞職について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第5号 国旗・国歌に関する陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成23年陳情第6号 中学公民教科書に関する陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成23年陳情第7号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する件〔継続審議〕
- (7) 平成23年陳情第8号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書(公民的分野)の採択に関する陳情書〔継続審議〕
- (8) 平成23年陳情第9号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する件 採択会議について
- (9) 平成23年陳情第10号 平練馬区立中学校教科書採択についての陳情書

3 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について

4 報告

- (1) 教育長報告
平成23年第2回練馬区議会定例会における一般質問の要旨について
学校統合についてのアンケート調査結果について

都市計画道路と学校施設の整備に関する検討業務の報告について
(仮称)ねりま区民大学のあり方懇談会の設置について
練馬区立中村南スポーツ交流センターの指定管理者の選定について
練馬区立南田中図書館の指定管理者の選定について
こどもと本のひろば(南大泉図書館分室)の整備について

(2) その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承諾事業について
(仮称)学校教育支援センターの整備に伴う説明会の実施状況について
練馬区サンクスマッチについて

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 12時10分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	中 村 哲 明
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	山 根 由 美 子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	小 金 井 靖
同 スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 9名

委員長

ただいまから平成23年第12回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が7名いらしている。よろしく願います。
では、案件に入る前に、本日の進め方についてお諮りする。
本日の議案第45号 練馬区教育委員会委員の辞職については、案件の最後に審議したいと思うがよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

ではそのように進めさせていただく。

本日の案件は、議案1件、陳情9件、協議1件、教育長報告8件である。案件が多いので、進行については各委員のご協力をお願いする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

委員長

初めに陳情案件である。

平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成19年陳情第4号は「継続」とする。

- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
(3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書、また、その次の陳情案件、平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書、この2件の陳情案件については、大震災を契機とした災害対策について、現在、練馬区全体として検討していると聞いている。現状で報告いただけることはあるか。

庶務課長

現在、区では、3月11日の大震災を受け、地域防災計画の総点検をして見直しを行うべく、検討を開始しているところである。

教育委員会でも当然、区の全体の計画の中で、今後どのような対応が求められていくのか、またどんな準備をしていくのかなども明確になってくものと考えている。

その際には当然、子供の命と健康を守る視点を最優先ということで考えているものである。

なお、このたびの原子力発電所の事故による放射能について、区での独自測定であるが、現在、学校、保育園等の園庭・校庭の放射線量の測定と、学校プール、区立プール

のプール水の放射性物質の濃度について測定を行っているところである。

現在、園庭・校庭については環境課のほうで先週測定をし、現在そのまとめを行っているというところである。

学校プールについては、ホームページ等でも公表しているが、6月13日のプール水の採取、20日の採取、22日の採取という形で、それぞれ学校10校のプール水を採取して検査を行ったところである。いずれも未検出という状況になっている。

22日に採取した練馬第二小学校については、金曜日の夜に検査結果がでたので、本日にホームページにアップする予定である。

区立プール、石神井プールと三原大温水プールについては、24日に採取をして、現在、検査機関にその水を送って結果を待っている状況である。

このようなことから、練馬区においては学校プールの授業について実施をしているという状況である。

東京都が都内全域100カ所で測定を、本日の時点ではしたということになるが、東京都は都内を4キロメッシュ、100カ所で測定したということである。練馬区内では都立石神井公園、都立大泉中央公園、都立光が丘公園、都立第四商業高校ということで、4カ所で測定をした結果についてそれぞれ東京都のホームページで公表している。地上1メートルでいずれも0.06マイクロシーベルト、地上5センチの高さでそれぞれ0.05から0.07という数字が上がっている。

現在の状況については以上である。

委員長

では、各委員からご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

まず、大震災に関する陳情書についてであるが、事務局より、被害状況についてまとめて以前にも報告があった。各学校並びに児童・生徒、保護者の対応についても、この陳情のように把握して、問題点を明らかにし、防災対策に生かす必要があると思う。

今後起こり得る大地震に対し、安全確保に向けた指導指針づくりは必要である。

したがって、陳情第3号について陳情趣旨に私は賛成する。

続いて陳情第4号だが、原子力発電災害による放射能等には、初めての災害対策を必要とする。放射能測定の結果や放射能の広がり等を見ながら、健康第一をその対策に考えていかなくてはならないと思う。また、エネルギー・環境問題や安全教育といった教育の問題として、子供たちも考えさせるということが大切な教育課題だと思う。

したがって、こちらは継続がよいと思う。

委員長

ほかの委員はいかがか。

教育長

3号だが、これは新学期を控えてということと、放射能に対する不安にもきちんと答

えていただきたいということで、放射能に対する不安ということをとらえると、今、保護者の方からいろいろメールとかも含めて来ている。これは学校のプール、あるいは土壌、それから建物、給食。そういうことで、国のほうの基準に対してもまだまだ不安に感じている人はいて、新学期を控えということは、時期的にはちょっとおくらせているが、不安にきちんと答えて、区としてはきちんと答えているのだが、それで十分ではないというのが今でも続いている。

そのようなことから行くと、もう少し時間を見るほうがいいのではないかと思う。国のほうも、きょうの新聞を見ても、基準値を出していない。

だから、趣旨を採択するときに、不安にきちんと答えるものが、果たして教育委員会として出せるのかどうか。国がまだしっかり出せない部分について、その辺はいかなものか。

委員長

ほかの方、関連して話はあるか。

天沼委員

今の放射能の件だが、国が出しているのは大人向けのものが出ているのだと思う。だから、やはり子供基準の基準値をちゃんと出してもらわないと、区民も安心できないのではないかと思う。その点、放射能に関してはこの2点から見守っていく必要があると思っている。

教育長

1については各学校ともそれぞれ今、見直しをして、被災地の学校もどういうふう工夫したかというのもだんだん明らかになりつつある。それを受けながら、練馬区には津波はないが、建物の倒壊や周辺の火災というのは可能性があるわけだから、津波という危機にどういうふうに対応したかということは、ほかの災害が起きたときにも生かせる部分があると思う。それらについて、もう少し明らかになるのを待ったほうがいいのではないかと思うがどうか。

天沼委員

3番の部分か。2番か。

教育長

いや、3号の1である。1についても、調査をしているのだが、まだ調査した結果についての対応については、まだ完璧にはでき上がっていないのではないかと、教育指導課に確認したい。

教育指導課長

震災後の調査と、新年度になってから各学校に震災時の調査をして、それについては校長会等に定期的に協議を持って、教育委員会として、教育指導課としての対応指針は

各校には示した。

ただ、各校がそれに基づいてこれまでの対応マニュアルをどう見直していくかについては、今現在進行中ということであるので、もう少し時間がかかる部分もあるかもしれない。

教育長

私は、天沼委員がおっしゃることもわかるが、もうしばらく時間を。

外松委員

震災時の対応についての不安というのは、確かにいろいろあると思う。今も課長から話があったように、学校でもいろいろ検証して、どうすればよりよい対応ができるのか検討中ということであるし、また区全体でも各校どうすべきかということも取りまとめていかなければいけないという、さまざまな細かい点も出てくるかと思うので、今後もうちょっと検討が必要なのかとも思う。

そして、陳情者が抱えている不安はほんとうに、放射能に関しては、区民であれば皆さん共通している、見えないものに対する不安ということだと思う。だが、先ほど課長からもいろいろ測定値に関して、測定結果の話もしていただいたが、今後もさらにそれがどうなるかということが、私たちにはほんとうによくわからないことで、専門家の方たちのいろいろな見解も知った上で、果たして子供に対してはどのような対応をすることが一番望ましいのかとか、その辺がもう少し見えてくる必要もあるのかと思うので、やはり現段階では継続のほうが望ましいかという気持ちも抱いている。

天沼委員

わかった。3、4ともにやはりまだ審議継続中ということで。

委員長

状況及び対応もまだ進行中であるということなので、この件についても、かなり対応は進めているが、審議のほうは継続したいと思うがよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第3号、第4号はいずれも「継続」とする。

(4) 平成23年陳情第5号 国旗・国歌に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

平成23年陳情第5号 国旗・国歌に関する陳情書。この陳情案件については本日結論を出したいと思う。各委員のご意見を伺う。

天沼委員

これまでいろいろ教科書を読んで調査してきたところ、国旗・国歌についてはすべての教科書に記載があり、我が国の国旗・国歌を尊重することほかの国の国旗・国歌を尊重すること、敬意を表することが基本的な礼儀となっていることが記載されている。

陳情書に述べられているように、その中で特定の出版者を挙げて、これの利用をやめ、他の特定の出版者の教科書を用いて指導すべきという意見には賛同できない。

私は、この点については不採択でよろしいと思う。

委員長

ほかの方はいかがか。

教育長

国旗・国歌に関しては、陳情者のおっしゃるとおり、国民として国旗・国歌を大切にしていくということは私も異論はない。

しかし、今回のこの陳情は、教科書の採択に関する陳情である。この陳情では、まさに国旗・国歌という1つの視点だけを取り上げて、特定の教科書をもって指導すべきという内容となっている。

ご案内のとおり、公民の教科書については、国旗・国歌だけではなく、総合的にどの教科書がどの辺に特色があるのか、特徴があるということこれから審議していく。それぞれ教育委員の方が見ているが、そういった点でいくと、特定の教科書を採択しなさいという内容については、私も天沼委員のお話のように採択するわけにはいかない。

国旗・国歌の大切さは理解する。また、大阪、あるいはその他のことも書いてあるが、直接教科書には関係していないので、特にコメントはしない。

委員長

ほかの方はいかがか。

安藤委員

私も天沼委員と教育長の意見に賛成する。やはり、1社を明示して「これにしてください」と言うことに関して異論があり、これは採択すべきではないと考える。

外松委員

この陳情者が述べている、ほかの国々の国旗と国歌は尊重するが、我が国の国旗・国歌は尊重しなくてもいい、こういうことでは困る、それはほんとうにそのとおりだと思う。やはり、日本の国の国旗と国歌を尊重する日本人を育てていくべきである。そんなふう大切に、そういう国民を育てるとするのは必要だと思う。

指導要領もそのように、我が国においてはもう法律によって日章旗が国旗であり、「君が代」が国歌であるということが定められていて、国家間において相互に主権を尊重し、協力し合っていく上で、それらをお互いに尊重することが大切であるということを理解

させるようになっている。

だから、そのように、自国の国旗も国歌も尊重するし、また他国の国旗・国歌も尊重していく、そういう人間を育てていくのにふさわしい教科書を自分は選んでいきたいと考えている。

したがって、この教科書はよく、この教科書は悪いと特定されているのは、ちょっと採用しかねると考える。

委員長

私も言わせていただくと、私はこの陳情書の最後にあるように、国旗・国歌についてしっかりと教えることは大切だということは同じように思っている。最近ほとんどなくなってきたとは思いますが、練馬区の学校現場でも、かつては日の丸・君が代に反対という形で、卒業式や入学式の時期を中心に、学校の教育現場でもかなり論争が繰り返されていたということが事実としてあると思う。

一部の教師の中には、反対することが反戦や平和を求めることの象徴のように考えている方々も一部にはいらしたと思っている。

そのため、国旗・国歌について触れることは何となくタブー視されるような、長い間きちっと教えてこられなかったことの弊害が少なからずあると私は思っている。

1999年に国旗・国歌法が成立して、今回、学習指導要領にも指導内容がきちんと明記されたことは、長い間の混乱をなくすためにもよかったと思っている。

子供たちが自分の国に誇りを持ち、他国の人々と協調して世界で活躍できるような日本人になれるよう、国旗・国歌についてもきちんと教えることは大切なことであると思っている。

だが、この陳情では、特定の団体が特定の教科書について批判し、特定の教科書を推薦しているので、これは採択することは公正さに欠けると思うので、やはりこれは採択することはできないのではないかと思っている。

ほかにご意見はあるか。

教育長

補完すると、平成11年に衆議院で、国会で国旗・国歌法が可決され、成立されたということは、国民の総意でもって成立しているわけであるから、日本は法治国家であるから、それに基づいて学校現場においても発達段階に応じて国旗・国歌についての扱いを示しているので、今、委員長がおっしゃったように、国旗・国歌についての学びというのは学校現場でちゃんとやってきていると私は思っている。

ただ、おっしゃるとおり、この陳情書は特定の教科書をもってしっかりやるべきだということであるので、採択段階の教科書については公正さに欠けると私も思う。

したがって、この陳情については不採択がふさわしい。

委員長

理由は繰り返さないが、これについては不採択ということによるしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、陳情第5号は不採択とする。

(5) 平成23年陳情第6号 中学公民教科書に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第6号 中学公民教科書に関する陳情書。
この陳情案件について、本日結論を出したいと考えている。各委員のご意見を伺う。

天沼委員

教科書をいろいろ点検して、自衛隊の災害派遣については記載がある教科書とそうでない教科書があることがわかった。日本の平和と防衛、世界の平和を目指す国際貢献活動などが記載されており、災害派遣の記載、その他の活動も含め、最も生徒に正しく理解してもらえるような教科書を選択していきたいと考えている。

それぞれの教科書は工夫して記述されており、どれも陳情書の文言にあるような「偏見に満ちた表現」とは言いがたいのではないか。

であるので、この陳情については不採択がよろしいと思う。

安藤委員

陳情者のおっしゃる東日本大震災にとどまらず、鳥インフルエンザや新燃岳の噴火、奄美諸島の大雨など、自衛隊の災害時の活躍についてはその事実が語られるべきだと思う。また、事実と異なる表現をするべきではないと思う。

しかし、今回の大震災については、現在の検定済み教科書には3社しか載っていないが、一方で、この震災について教科書に載せたいと申請している教科書会社があると一部報道があったようだが、このことについて何かご存じのことはあるか。

教育指導課長

そういった報道の声についてはこちらも認識しているが、正式に文部科学省のほうからそういう通知が来ているということは、現在のところはない。

安藤委員

可能性は。

指導課長

可能性としては、社会科の教科書というのは毎年度、資料や統計が古くなるので、そのときの状況に合わせて毎年度若干の修正が入ってきている。そういった部分で、検定ではないが、写真や統計資料の差し替えは毎年やっているの、そういう部分での変更

はあろうかと思う。

教育長

この陳情についても、先ほどの国旗・国歌と同じような心配をしていると思う。ご案内のとおり、阪神淡路大震災のときに、当時の知事が、災害に対して自衛隊に派遣要請をしなかった事実がある。それは、知事や議会も含めてだと思うが、自衛隊に対する一定の考え方があり、それをしなかったわけである。自衛隊のほうとしては、報道の範囲内だが、いつでも要請があったら現場に行けるということだったらいい。それを受けて自衛隊法が改正になり、自衛隊の判断で現場に行けることになった。

そのように、その後も中越地震等々、安藤委員がおっしゃったようにいろいろな場面で自衛隊が災害復旧活動に従事していることは、国民みんな見て知った。

特に今回の東日本大震災においては、自衛隊の半分、10万人規模で現場に入り、毎日のように、現在も5万人ぐらいが従事しているということが報道されているように、自衛隊の活動、そもそも自衛隊はいろいろな役目を負っているが、国家の安全、国民の安全保障ということから、自衛隊の活動については多くの国民はもう理解をしているが、そうでない方たちもいることは確かである。自衛隊を何とか装置などと言った方も国会にいたが、そういった考え方ではなくて、既に自衛隊があり、日本の国を守っているということと、シビリアンコントロールをしているから戦前のような心配はないということも言えると思う。

この陳情を採択、不採択するに当たって、やはりここでも、最後のところで「現実に照らしそぐわない教科書を選んではいけない」と書いてあるが、現状に照らすということは、それぞれの教育委員の方々が、この教科書のこの部分についても同じように全体的な、それぞれの教科書を発行しているところの教科書全体を見て、総合的に判断する内容であるから、自衛隊がこうだから全部だめということではないと思う。

真ん中あたりでも、かぎ括弧のところで「意見があります」とあるが、の教科書の中には「意見もあります」と書いてある。「が」と「も」は大分違う。

特定の教科書を取り上げて、よくないのではないかというようなことが書いてあるので、これらについてもやはり前のものと同じように、特定の教科書はだめ、特定の教科書をいいというように読めるので、この採択はできないと思う。

外松委員

この陳情者がおっしゃっているように、今回の震災で自衛隊の方々が被災地の最前線で日々活動されていて、ほんとうに大変だと思うし、とにかく使命感なくしてはできないことだと感じている。

学習指導要領の社会科の解説編にも、自衛隊についてどのように指導しなくてはいけないかということが述べられている。それは、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるというところで述べられている。

全部をあれするとすごく長いので一部だが、歴史的分野における学習との関連を踏まえつつ、国際情勢の変化の中、自衛隊が我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持の

ために果たしている役割について考えさせるというように記載されている。

であるから、教える際にはそういうことに配慮して、子供たち、生徒に教えていくということがちゃんと書かれているので、教科書はそのようなことがいろいろと記載されているはずだと思う。私もこれからまた詳しくいろいろな出版社の教科書を読ませていただきたいと思っている。

ただ、この陳情者は、要旨とその後の説明のところ両方に「偏見に満ちた表現のままの教科書を選んではいけません」という陳情文である。

であるから、このような表現の陳情は、委員会としては採択できないと考えている。

教育長

補足すると、学校では、子供たちが教科書を教材としてさまざまなことを学んでいく。中学生であるから、教科書の内容と、自分たちがいろいろ調べてきて、教科書に書いてあるのはおかしいんじゃないの、どうなんだろう、ということ話をしていく。それで、日本人として、中学生であるから今後成長していくに従って、自分自身の自衛隊観を持っていく。

自衛隊に対する考え方も、私はさまざまな意見があってもいいと思う。この方が書いているように、かぎ括弧の中、思っている方も事実いる。これはどこの国にもいる。どこの国にも、どこの自衛隊あるいは軍隊に対してもいらっしゃるので、それら、そういう意見を持っている人をいけなはいとは私は言えないと思う。

いろいろな意見を持っている方がいるのが、まさに民主主義の社会であって、その中で自分の考え方をしっかり持って、相手を説得し、また相手の言うことも聞くということが、私は必要ではないかと思う。

それがやはり学習指導要領にもその点は、教育基本法にも書かれているわけであるから、そういった点でも不採択にせざるを得ないと思う。

外松委員

追加で。先ほど課長もおっしゃっていたが、社会科なので資料・統計等は差しかえも行われるという話があった。何せ今回の震災は3月11日なので、教科書を印刷していくとか編集していくというタイムテーブル的にも非常に載せるのが厳しいということもあったかと思う。

社会科の学習に関しては、新聞やいろいろな雑誌といったメディア関係のものも取り上げて、内容豊かに学習していくということも1つ目標の中に入っているので、十分に今回の震災で自衛隊がどんな活躍をしたかとか、どういうことをしたかということは、そういう資料もまた取り寄せて、生徒さんたちが学ぶことも十分可能であるのではないかと思う。

私が不採択の趣旨は、先ほど申し上げたとおりである。

委員長

ほかにあるか。

では私も発言させていただく。今回の大震災における自衛隊の活躍は、ほんとうに多

くの国民の心に焼きついた活躍であったと思う。災害時には日ごろから訓練された組織でなければできないことがたくさんあるということも確かであると思った。

しかし、自衛隊に限らずどの分野も、各教科書の記述が詳しいかそうでないかや表現の仕方などに違いがあるのは当然であり、それをこの陳情の言うように、「軽んじた」とか「偏見に満ちた表現」と断定することはあまり正しくないのではないかと思う。

採択は特定の分野に限らず、それぞれの教科書の特徴を十分検討し、総合的に判断して、教育委員会がその権限と責任において行うものなので、特定の教科書を非難し、判断を強いるような陳情を採択することはできないと考えている。

そうすると、皆さん、不採択ということによろしいか。

委員一同

よい。

教育長

あと、下から7行目あたりでも、「災害支援に全く触れず、国家の安全保障でなく人間の安全保障を説く」という記述があるとある。この記述は、「安全保障だけではなく」というふうになっているはずだ。そのようなこともある。

いずれにしても、「選んではいけません」というのは、選ぶ選ばないはこれからの話で、拘束されるような陳情については、私は採択することはできないと思う。

委員長

今の修正について、真ん中辺の「意見があります」というところは「意見もあります」、自衛隊の任務の拡大のところの「声がある」も「声もある」と、事実はそのような記載になっているということを確認した。

理由は繰り返さないが、皆さんのご意見で、平成23年陳情第6号は不採択ということによろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは不採択とする。

(6) 平成23年陳情第7号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する件〔継続審議〕

委員長

次の案件、平成23年陳情第7号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する件。

この陳情案件についても本日結論を出したいと思う。各委員のご意見を伺う。

天沼委員

少々長くなるが、秘密会を開催できることについてその根拠があるので述べたいと思う。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、練馬区教育委員会会議規則が定められているが、その第14条に、末尾に、「秘密会を開くことができる」という規定がある。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号により、練馬区学校教科用図書採択要綱が定められているが、教科書協議会について、第12号の4に次のような文言がある。「公正を確保するため、審議の過程及び教科用図書の採択にかかわる資料等は原則として非公開とする。ただし、教科用図書の採択後はこの限りではない」とある。教育委員会でも、採択までは非公開扱いとなる。

また、練馬区立学校教科用図書採択要綱事務施行細目では、さきの要綱に基づき定められているが、その第11条に、「採択資料は非公開とする。ただし、採択後はこの限りではない」。以上のような規則がある。したがって、非公開であることがそれにより裏づけられている。

秘密会というのは、この原則にのっとり、資料内容や委員名その他を採択まで非公開を保ちつつ検討することを可能にする環境を用意すると同時に、委員相互の研究協力などを可能にする働きがあると思う。

陳情書に「そこで絞り込みが行われた」という記載があるが、公開時には委員相互の研究により推薦書が定まった状態になっているということがあらわれているので、必ずしもこの秘密会において絞り込んだということはない。それぞれが推薦する教科書が数種もしくは1種2種程度に絞り込んだ状態で採択会議に臨んでいるということだと考える。

したがって、この秘密会に関する件は、私は不採択が望ましいと考える。

委員長

ほかの方のご意見を伺う。

教育長

陳情者のおっしゃる、採択にかかわる秘密会の廃止についての、採択にかかわる教育委員会というのは、実際に教科書協議会から答申を受ける、それから教科書を採択するときと、大きく2つある。教科書協議会から答申をいただくものについては、当然、教科書協議会のメンバー、会長が教育委員会に来て答申内容についての説明をするわけなので、それについては秘密会にせざるを得ない。というのは、平成2年3月20日に、当時の文部省から都教委の教育長あてに来た中で、さっき天沼委員がおっしゃった内容であるが、できるだけ名前などを公表していくことが望ましいと。ただ、公表する場合には、採択の公正確保の観点から、採択終了後とすることが適当であるということである。

せんだって、横浜地方裁判所で、横浜市教育委員会の教科書採択に関する判決が出た。

詳細はわからないが、横浜市では教科書採択後も全部非公開にしていた。練馬区の場合は、採択後は全部オープンになっているので、まだそういうところもあったのかと逆に思った。ただ、今後、採択の事務がどうなるかについては、いつ採択するかも含めて今後の教育委員会の合議で決まるわけだが、少なくとも協議会からいただくことも、やはり採択にかかわる教育委員会であるから、これは私は秘密会にすべきだと思う。

したがって、この陳情については、そういうことも含めると、不採択とせざるを得ない。具体的に採択をする内容については、今後、教育委員会において、前回の小学校のようになるのか、あるいはこれまでも、ここのところだけを秘密会にしてあとは全部公開にしたところもあるので、それについては今後協議して決めていく内容かと思う。

ただ、いずれにしても、秘密会を全部なくすわけにはいかない。

委員長

ほかにご意見はないか。

安藤委員

教育長がおっしゃったように、答申者については、採択が終了するまでは秘匿の対象であるということになっている以上は、陳情者は、「さらに、教科書協議会から答申したものは秘匿の対象ではなく公開されている」となっているが、採択が終了するまでは秘匿の対象であるとなっているので、少なくとも答申については非公開、つまり秘密会になるという理解でいるので、廃止ということはできないのではないかと思います。

また、「審議公開の必要がなく」ということだが、審議自体は採択時に行うということだと思うので、それは公開と思うので、秘密会をすべて廃止にはできない。また採択時は公開でということになるかと思うので、陳情については不採択であると思う。

外松委員

私も皆さんとほとんど同じである。教育長が先ほど、都の教育委員会のほうがこの教科書協議会からの、国から都に受けて、それで区のほうに来ているわけだが、氏名の公表等、そういうものは採択後にというのは、あくまでも公正さを保つために、公正を期すためにこのように定められていると私は解釈している。

であるので、教科書協議会から答申を受けることに関しては、公正を期すために、要綱に定められているとおり、これは秘密会でやらざるを得ないと思う。

採択が決まったら、そのこともすべて公開されるので、決して秘密会だからそこに公正がないということはないと考える。

であるから、この陳情は採択するわけにはいかないと思う。

委員長

私も、皆様が今おっしゃったことと同じ意見で、これはやはり不採択かなと考える。では、ここでまとめたいと思うがよろしいか。

理由は、先ほど皆さんがおっしゃっていただいたような理由から、不採択としたいと思うがよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第7号は不採択とする。

- (7) 平成23年陳情第8号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書(公民的分野)の採択に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件、平成23年陳情第8号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書(公民的分野)の採択に関する陳情書。

この陳情案件についても、本日結論を出したいと考えている。各委員のご意見を伺う。

天沼委員

この陳情については、教科書は子供たちに利用しやすくわかりやすいものを選びたいと思う。教科書は内容だけではなく、分量や表記といった形式や見ばえということも大切である。教科書を用いて探求する方法や、思考力や判断力、表現力を形成することが、今回学習指導要領に記載された観点であるが、この観点から、基礎的・基本的知識、技能の活用を図る学習活動が求められている。

教科書内容の点検については、陳情者が述べられているような点検項目だけではなく、各教科の学習指導要領等によって検討してまいりたいと思う。

したがって、特定の望ましい検討項目を挙げて記述内容の評価を求める、この陳情には賛成できない。

以上から、不採択が望ましいと思う。

委員長

ほかにご意見はあるか。

教育長

陳情者がおっしゃっている、平成21年3月30日付の文科省の通知だが、この中では、「装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること。」「教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた「教科書改善に当たっての基本的な方向性」を参考にし、」と書いてあるのだが、この通知書には、これだけではなく、今回の採択に当たっては、知識、技能の習得、活用、探求に対応するための教科書の質、量、両面での格段の充実とか、発展的な学習について個々の児童・生徒の理解に応じたきめ細やかな指導が充実するようとか、補充的な学習、繰り返し学習等々、いろいろなものが見られている。

であるから、内容を特化したものではなく、教科書を教材として学んでいくわけなの

で、もうちょっと幅広い目で見ることがあると思う。

天沼委員がおっしゃったように、確かに内容は大切であるが、内容だけで子供は教科書というものを見るわけではなく、やはり自分たちが見たくなる、読みたくなる、手に取りたくなるようなことも必要ではないかと思っているので、総合的に全体のバランスを持っていくべきだと思っている。

第2項も、改正教育基本法第2条について陳情者は書いているが、目標はこれだけではなく、もっとたくさんある。その5つの目標の一部がここに載っているのであって、全部をやっていたときに、果たして教科書としてそれが可能なのかもどうかもある。

であるから、教科書としては一面だけではなく、全体的なものをもバランスを見ながらやっていく必要があると思う。

であるから、おっしゃることはよくわかるが、もうちょっと総合的に見ていく必要があるということで、この方の陳情については私は不採択にせざるを得ないと思う。

委員長

ほかに。

外松委員

私も、結論としては採択することはできない。それは、この陳情者の2番で、「改正教育基本法第2条に」とあるが、第2条というのは教育の目的であり、先ほど教育長が言われたように5つ掲げられている。ほんとうに幅広い知識と教養を身につけたり、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培うとか、男女の平等、自他の敬愛、そして生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うとか、そして5番目に、伝統を文化を尊重し、もちろん、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うという、そういうふうな5つ掲げられている。それを全部細かくというのはなかなか大変なことである。

であるが、私は、教科書を選ぶ際には、それらの掲げられている目標の5つが中学生が学べるように工夫されている、そういう教科書はどれなのか、そういうことをよく検討して選んでまいりたいと考えている。

安藤委員

陳情者のおっしゃるように、内容に関することについてはとても大切だと私も思う。しかし、今までにもたびたび議論されてきたが、「教科書を」教えるのではなく、「教科書で」教えるという観点からも、陳情者が優先順位として下に挙げられた、構成、配列及び分量、使用上の便宜というのも、内容とともに重要であると考えてるので、特に内容だけを取り上げて検討することはできないのではないかと考えている。

また、逆に、陳情者が「配列及び分量よりも」というところで、望ましい点検項目として幾つか挙げてくださっているが、十分な分量で記述しているかどうか、1ページ以上特定の項目について割いてあるか等といったことは矛盾するのではないかと考えるので、もちろん、いろいろな項目についてきちんとした説明がしてあり、先ほど別の陳情にもあったが、事実についてきちんと説明してあるものが大切だと思うので、特定の項

目について分量の差があったりということのないように、全体を総合的に教科書を読んで、採択に当たりたいと思っている。

ということなので、この陳情に対しては私も不採択がいいと思う。

委員長

では、私も一言申し上げたい。内容1についてであるが、文科省の通知文の、体裁だけではなくて内容面もしっかり評価しなさいというもので、内容を評価基準の第一に優先せよというものではまずないのではないかとということ。

また、練馬区では、採択要綱事務施行細目の10条において調査研究の評価基準を示している。それはすべての教科に共通するものとして、子供たちに定着させたい学力の内容や、興味・関心の喚起や、主体的な学習、言語活動の充実など、学習指導要領のねらいに基づいた内容になっている。

評価はこれらの項目を総合的に判断するもので、項目によって優先順位をつけるものではない。まずそれで、1については採択は無理かなと思う。

内容2についても、もし陳情のように、教育基本法第2条を基準として、指導内容について具体的に決めるとしたら、膨大な量になってしまう。

また、特筆すべき内容に絞るとしても、それをだれが何を根拠に決めるのかは難しく、客観的な物差しはつくりがたいと思う。陳情では、点検項目として大切な視点も挙げられているとは思いますが、あくまでも指導内容の一部であって、特定の分野だけの物差しで教科書を採択することはできないと思う。

また、採択における判断基準は各委員が学習指導要領に基づいて持つものであり、特定の団体による判断基準を受け入れることは公正かつ適切な採択にならないので、2についても受け入れることはできないのではないかと考える。

以上の理由から、この陳情は採択できないと思っている。

皆さんにご発言いただき、皆さん不採択ということであったので、平成23年陳情第8号は不採択とする。

- (8) 平成23年陳情第9号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書（歴史分野）の採択に関する件 採択会議について
- (9) 平成23年陳情第10号 平練馬区立中学校教科書採択についての陳情書

委員長

次の陳情案件である。本日、新たに2件の陳情が提出されている。平成23年陳情第9号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書（歴史分野）の採択に関する件 採択会議について。平成23年陳情第10号 平練馬区立中学校教科書採択についての陳情書。

この陳情書について、事務局より願います。

事務局

陳情が2件出されている。読み上げてさせていただきます。

陳情第9号 読み上げ

陳情事項についてはお目通しを願う。

陳情第10号 読み上げ

陳情事項についてはお目通しを願う。

以上である。

委員長

では、これらの陳情については本日は読み上げのみとし、次回以降審議をしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第9号、第10号については「継続」とする。

(1) 協議 区立幼稚園の適正配置について

委員長

次に協議案件である。協議 資料2 区立幼稚園の適正配置について。

この協議案件については、本日新たに提出されたものである。初めに、事務局から資料が提出されているので、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ただいまの説明にあったとおり、区立幼稚園の適正配置について検討を始めるという内容である。各委員のご意見、ご質問を伺う。

教育長

特別区23区の中でも、区立幼稚園は減少の一途をたどっている。大田区では四、五年前に8園かもう少しあったのが、全部一遍に廃園した。

天沼委員

しかし、私立幼稚園が練馬区でも41園ということなので、一定のニーズは今後もあるということが想定できる。

したがって、この検討課題の中に、3番にもあるが4番、幼小連携、そして具体的な計画を学校教育部と幼稚園関係者で組織するという検討組織を立ち上げるということなので、小学校の低学年、また幼稚園以前の就園年齢前の子供も含めた、幼児教育センタ

ーというような1つのモデル的なあり方ということも検討になるのかなと思う。

少なくなることを嘆いてばかりもいられないので、新しい幼稚園ということモデルを計画していただきたいと考えている。

委員長

ほかにご意見はあるか。

外松委員

説明していただき、またグラフなども拝見すると、ほんとうに減ってきてしまっている。特に光が丘地域の幼児が非常に少なくなっているということがはっきりとここでも見て取ることができる。当時のニーズに応じて光が丘に4園ができたというのは、それもまたうなずけるが、こういうふうな4園ではこのまま存続していくのは厳しくて、少しここで考えていかなければいけない、適正配置をやっていかなければいけないのはもっともだと思う。

検討に当たっての、大きな2番の(3) 私立幼稚園との連携、幼小連携というところであるが、多分、現在のところ、区立幼稚園と私立幼稚園がそれほど連携しているのかなというのは何となく疑問に感じている。

であるから、幼小連携をしていくときにも、私立幼稚園と小学校がしっかりと。幼小連携というのはほんとうに大切な部分で、もう何年も前から随分言われていることだが、現実にはなかなかそこができていないというのが実情だと思う。

であるから、こういうふうな適正配置をしていくということであれば、残った区立幼稚園がほんとうに幼小連携の発信園となっていくというか、それをしっかりと位置づけていかないと、幼小連携と口では言っても、実際問題は私立幼稚園が圧倒的に多い区なわけだから、その辺は非常に難しいのかなと思っている。

であるから、この検討委員会の方たちには、その辺をほんとうに具体的に考えていただきたい。そういう土壌をまず整えるということから、もしかしたら始めなくてはいけないというのが現状なのかなとも感じている。

あと、直接にはつながらないが、前に区立幼稚園の修了式に参加させていただいたときに、人数が少ないというのもあるからだと思うが、近隣の校長先生方が式に参加していて、最後に園児を見送るときに、「何々ちゃん」という名前までわかっていて、声をかけて、「入学式、待っているよ」というような、そういう光景には結構いろいろな園で私は出合った。それはほんとうに、小学校と区立幼稚園が連携し、普段から教育活動を展開させていて、すばらしいなと感動した場面であった。

であるから、ほんとうに、この幼小連携ということが私立幼稚園の中でも行われていけるように、すぐには無理だと思うが、ゆくゆくになってほしいと感じている。

また、北大泉幼稚園というのはちょっと別角度なのかなというふうにも、園の教育活動を拝見させていただいて感じている。あそこはあそこで残していくという計画なのか。

学務課長

何点かご意見をいただいたが、幼小連携ということだと、区立幼稚園だけではなく私

立幼稚園も小学校とやっているし、保育園も小学校とやっているということで、それぞれが独自に、行事に参加をしたり、学校訪問をしたり見学をしたりしている。それが個々の園の考えに基づいてやられているということで、練馬区として大きなまとまった方針なり考え方がまだ十分整備されていないところがあるので、今後は、今まで独自にそれぞれでやっていたものを、練馬区全体の大きな仕組みとして立ち上げていかなければいけないと考えている。

3歳から5歳児のお子さんの60%が私立幼稚園に行くと言われている。30%強のお子さんが保育園に行っているということで、小学校に上がる時には同じ学校になるわけだが、学校に上がるまでの過程が区立、私立の幼稚園だったり保育園だったり家庭であったりするわけなので、そういう違いを超えて、すべての子供が小学校生活になじめるように、そういった意味でも幼小連携については保育園も含めて私どものほうでいろいろ検討していかなければいけないと考えている。

また、北大泉幼稚園については、もともと昭和50年に、障害児をきちっと幼稚園で受け入れるということでつくられた初めての幼稚園である。したがって、他の園に比べても重い障害のお子さんが今でも多く、学級編成基準も光が丘の4園と比べて1クラス26名とさせていただいている。

現時点で、北大泉幼稚園については適正配置の対象にすることなく、これからも充実した幼児教育を行っていくようにしていきたいと思っている。

もちろん、今回の適正配置の中で検討をする、幼小連携や特別支援教育のあり方については北大泉幼稚園にも当てはまる。

教育長

いずれにしても、光が丘の住宅建設に伴って、小学校、中学校、そして幼稚園の建設を区は進めてきた。ご案内のとおり、光が丘に居住されてから既に一番古い方で30年近く、新しい建物でも20年はたっている。それによって、光が丘の人口構成は激変している。将来、20年、30年後はわからないが、少なくともこのような状況は、あと15年ぐらいは光が丘の中で続く。

であるから、一定の役割は終わったということで検討を進めていくので、また検討の中での協議の段階でご意見をいただきたいと思う。

天沼委員

要するに統廃合をされることになるので、少し遠方から区立幼稚園に通園するということも出てくると思う。そうすると、ご父兄の送り迎えなどの時間帯などを考えると、従来延長保育と言われたりしているが、そういうことも考えながら、認定こども園ということの取りざたされているプランもその視野に入れながら、保育園のよさなども取り入れた新たな幼稚園づくりという考え方で進めていただければと思う。よろしく願います。

教育長

はい。

委員長

では、各委員よりご意見、ご質問をいただいたが、さらに時間をとって審議を進めたいと思うので、本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については継続とする。

(1) 教育長報告

平成23年第2回練馬区議会定例会における一般質問の要旨について

委員長

次に教育長報告である。

教育長

本日は、先だって終わった第2回練馬区議会定例会における一般質問の要旨、それから統廃合についてのアンケート結果が出た。それと、大泉第二中学校の検討業務の報告、区民大学のあり方懇談会、その他について、各課長からご報告させていただくが、については私からご説明させていただく。

資料3で、第2回定例会で一般質問をいただいた。その中で、初めに防災について、3月11日の当日についてのご質問があった。それから区立幼稚園の適正配置についてのご質問。それから応援団、ひろば事業、区内スポーツ施設について、小中学校の耐震化について。これは区長部局が答弁したので参考である。

今回は4点についてご質問があった。中身について、これはどういうことかということがあればご質問いただきたい。

委員長

各委員のご質問やご意見をお願いします。

教育長

防災について、ここでいろいろ議論しているような内容が出ていた。幼稚園については、今ここで話したような内容である。

外松委員

2ページ目の、学校応援団ひろば事業に関連するが、長期休業中、夏休みだと思うが、そこにひろば事業の基本線というものはあるのか。

生涯学習課長

ひろば事業については、学校応援団の設置が昨年度で65校ということで全校設置が終わって、今現在、週5日間のひろば事業を目標として、各校取り組んでいる。

そういう中で、夏季休業中、あるいは3期休業の休みの間に、子供たちの居場所づくりということで、これは第2次放課後子供プランの中でも触れてあるように、学童保育などの連携を進めながら、今後ひろば事業等を含めて検討していくということになっている。

現在のところは、5日放課後を実施するというところに力点を置きながら、なおかつ施設整備の状況、あるいは学校応援団のほうで人材確保の問題などを含めながら、学童と連携して、夏季についてどういう形の子供の居場所づくりができるかということ进行调整・検討している状況である。

委員長

ほかにあるか。

天沼委員

今の問題で、人材確保だが、現在、どういった方が主にかかわっていらっしゃるのか。それからもう1点、区内の大学生を活用するという意見などはあるか。

生涯学習課長

今現在、学校応援団の、大きく分けてひろば事業と開放という2つの柱がある。

ひろば事業については、地域の方々ということでスタッフになっていただき、主にPTAの方、あるいは保護者としてのPTAのOB、あるいは地域の高齢者といった方々が、地域の子供たちを学校で見守るということでスタッフに入っていていただいで実施をしているという中身である。

ただ、応援団によっては、たくさん確保できている場所と、先ほど言ったように放課後の週1日だけしかまだできていないところもある。

大学生を活用することであるが、今現在、大学等に声をかけて、こういった事業についてスタッフとして入っていただくというような働きかけについては、今の段階では行っていない。

教育長

大学には授業の協力はやっていたが、ここまで行っていない。

安藤委員は具体的に応援団の事務局次長をやっているから、よく知っていると思うが、スタッフの方を集めるのがなかなか大変なことは確かである。特に、3期休業中もやるとなると、それこそ専門職の人がいないと無理である。学童クラブは民間委託にしても専門職の方がいる。そういう方をお願いをして、今でも学童の子と応援団の子供たち、ひろばの子供たちは一緒くたになっている。ただ、時間になると分かれるというような感じになる。

応援団の方は、アマチュアとしてやっている、ボランティアとしてやっているという

気持ちが非常に強い。そこにこういった有給の人たちが入ってきたときに、なかなかすんなり「あ、そうですね」とはならない面もないことはない。

例えば、あるところの学童クラブでは、ひろばの人がどんどん来てくださいと言っても、向こうは民間の契約でやっているの、委託契約の中での話なので、それ以上なかなか出てこなかったりすると、非常勤の職員を応援団のスタッフあるいはチーフに置くことについて、江戸川区などはそれをやっているが、それをやらない限り、3期休業中はなかなか難しい。

ただ、いずれにしてもこれから検討していくし、ずっと検討している内容である。

委員長

ほかにご質問やご意見はないか。

学校統合についてのアンケート調査結果について

委員長

報告の について願います。

新しい学校づくり担当課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

貴重な資料をほんとうに御苦労さまであった。ありがとう。

統合に向けてかかわりのある方々が、子供たちのことを考えて、子供を中心に据えて、開校に向けて尽力してくださった結果が、このアンケートにも示されていると思う。

拝見させていただくと、ほんとうに数多くの子供たち、保護者の方々、先生方が、新校を受け入れて前向きにとらえて対応してくださっている様子が伺え、とりあえずは安どしている。

けれど、先ほど説明があったが、まだ少数、新しい学校生活になじめない子供たち、親御さんもいらっしゃるの、そういう対応をしていくとおっしゃっていたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思う。

このアンケートの詳しい中で気になったのが、ほんとうに少数の方だと思うが、こちらの冊子の113ページにもあるが、給食に関して触れられていたのが、そこだけが少し気がかりだったので、また後でその辺の対応をしていただけたら。給食の量のこととかでもめたようなことが書いてあったから、それは日常的事務なので、早急に、もしかしたら指導課のほうで対応しなければいけないのか、その辺はわからないが、よろしくお願ひしたいと思った。

ほんとうにありがとう、御苦労さまであった。

委員長

ほかにご質問やご意見はあるか。
ほんとうに、これだけのアンケートをまとめるだけでも大変な御苦労だったと思うが、
今後ともよろしくお願ひしたいと思う。

都市計画道路と学校施設の整備に関する検討業務の報告について

委員長

報告の についてお願ひする。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見やご質問をお願ひする。

天沼委員

さきに示されましたパターンA、パターンBというのは、これは直角に近い状態で道路が曲がるということ、このグレーは示しているのか。

パターンA´、パターンB´は、それが南に向かって真っすぐに進むという形なのか。

施設給食課長

縦に伸びているのが大泉学園南口から、この先真っすぐ行くと富士街道にぶつかるのだが、そのうち、まずはこの大泉第二中学校のところまで。ここまですべて終わらせてしまうと、その後、この交通が先に逃げるところがないので、それを直角に近い形であるが、学芸大学通りまで車が逃げるところをつながないと、この真ん中まで通す意味がないということで、第1工区がL字型という形になっている。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにご意見、ご質問があればお願ひする。

安藤委員

135号のどういうふうになるかということや、用途地域変更というのが、だれがどのような形で決めていくのかを教えてほしい。道路は直角にするのか真っすぐにするのかをだれが決めるのかということと、いつごろ決めるのかということ、それから用地の用途を変更するということも、一体だれが決めるのか。

施設給食課長

道路を、135号線を南進させるのか、あるいはこの予定どおりのL字型を進めていくのかについては、まだ協議をこれから、先ほど申し上げたとおり協議をしていかないと、大泉第二中学校のこと抜きに道路のことだけ考えるわけにもいかない。

また、用途地域変更というのは、何メートルの建物を建てることができるかと、容積率などがそれぞれの地域ごとに決められている。それを、まちづくりを進めていく中で、現在のものよりもっと高い建物だとか、あるいは容積率が高い形にできるかどうかということについても、区の中で検討を進めた上で、最終的には東京都に出していくことが必要になる。

そういったことをそもそもしていくかどうかということ自体、教育委員会だけの問題ではないので、区の内部で協議を進め、できるだけ早い時期に区としての考え方をまとめて報告をしていきたいと考えているが、まだいつまでにというところが決まっているものはない。なるべく早期に検討を進めたいと考えている。

安藤委員

まず最初に、では区で両方とも判断、区全体として判断があって、その後東京都にとということか。

施設給食課長

本日ご報告させていただいた内容は、あくまでも前提としてこの第1工区ということと、大泉第二中学校の現敷地での再建ということについて、可能かどうかについての調査である。この調査の結果を受けて、区としてどうしていくのかをこれから協議を進めていくとともに、さらにもっといい形のものがないのかということも、これまでも移転先を探してきてなかなか見つからなかったわけであるが、それについてもあきらめることなく引き続き探していきたいと考えている。

学校教育部長

なかなかわかりにくところであるが、まだこの案でいくとは区は決めていない。ただ、もしこれでやるのであればという前提で考えるとすれば、要するに再建するには、135の南進で、232については整備をおくらせるというのがこの中身であるので、それをどうするかは区として判断していく。

用途地域の変更については、権限は東京都にあるので、練馬区としてはまちづくりと一緒に整備をしながら、例えば地区計画の手法を使って、周辺のまちづくりとあわせて、用途を例えば路線で変更していくというようなことになろうかと思う。

もしこれでやるということになればそういうことであるが、まだそこについては判断をしていないということである。

外松委員

今の課長の説明で、大分いろいろなことがはっきりしてきた。私はここが母校である。

それですごく気になっているのだが、あその地域は宅地がいっぱいなので、かわりに今の場所以外にあの近くで探そうというのは非常に困難だということは、自分も重々そこはわかる。線路の北側の南大泉のほうで用地が確保できたりはしないか。

施設給食課長

個別の現在の土地の所有者の方のご意向や接触の内容については、プライバシーにかかわることなので発言は差し控えさせていただきたいが、私どもとしては大泉第二中学校の現在の学区の中で移転することができたらいいと考えている。

それについては、移転にかかわらず、敷地の拡張であるとか、どうしたらよりよい教育環境を整えることができるのかという観点から、もう少し検討させていただければと考えている。

外松委員

今の私の案だと学区を変えることになるので、石神井公園のそばの石神井中学校とか、今、大二中に通っている生徒があちらのほうにも通ったりするような形には、多分、向こう側にする際に、学校側にしたらそういうことにもなるのかなと思うが、視点を変えて、学区も少し変化させていくけれども、もしかしたら用地取得が可能で、学校の中に道路が通るといふことの長期的なことを考えると、健康上とかそういうのは大丈夫なのかなと、その辺が非常に気にかかるので、絵空事的であるが発言させていただいた。

委員長

ほかにご意見はあるか。

周囲の立地条件の中で、さまざま今、手探りで検討されている、これはあくまでも、現在の学校用地で再建する場合の整備方法についてということであるので、これが今後さらにいろいろと検討していくことになると思う。そういうことでよろしいか。

(仮称)ねりま区民大学のあり方懇談会の設置について

委員長

次に報告 について、願います。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

委員一同

特になし。

練馬区立中村南スポーツ交流センターの指定管理者の選定について

委員長

それでは、報告 について願います。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

天沼委員

8番の5と関係があると思うが、練馬区全体の震災時の対応、区の方針、事業に対する協力にかかわることだと思うが、こういった施設における節電対策などについては、評価項目というか評価視点は含まれているのか。もしなければ、今後それを加えていただきたいと思う。

スポーツ振興課長

今般の東日本大震災の関係で、現在においても照明の本数を少なくする、あるいは設定温度など、冷房等の適正な運営というのは、今回はなお厳しくやっているが、通常管理運営の中でも、いわゆる光熱費の適正な金額というか、適正な形をもって管理運営を行っていただくということについては、当然のごとく、管理運営の部分での評価項目の一項目になろうかと思っている。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにあるか。

外松委員

この中村南スポーツ交流センターはほんとうに素晴らしいと思っている。近くの方はいろいろ活用できてうらやましい限りである。遠いので、いいなと思いつつも一度も利用はしていないが、チェックシートにも区民の雇用促進で、全職員の3分の2が区内在住者であったり、そういう功績もあるかと思う。引き続きいい管理をやっていただけたらと思う。

委員長

ほかによろしいか。

練馬区立南田中図書館の指定管理者の選定について

委員長

それでは報告 についてお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

委員一同

特になし。

こどもと本のひろば（南大泉図書館分室）の整備について

委員長

それでは、報告 についてお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

委員一同

特になし。

(2) その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承諾事業について

委員長

では、その他はあるか。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

特によろしいか。

委員一同

はい。

(仮称)学校教育支援センターの整備に伴う説明会の実施状況について

委員長

その他の報告はあるか。

総合教育センター所長

(仮称)学校教育支援センターの整備に伴う説明会の実施状況について、口頭報告させていただきます。

先週、23日の夜間と25日の午前に、光が丘第一中学校を会場として、併設施設の所管課である高齢者対策課、防災課と共催で説明会を開催した。

2日合わせて参加者は16名であった。

説明会では、各施設の整備内容や今後のスケジュール等をご案内し、参加者からは地域交流コーナーの整備内容、体育館や校庭の貸し出し、防災拠点や防災カレッジとの関係等について、ご意見、ご要望をいただいた。

報告は以上である。

委員長

何かご意見、ご質問はあるか。

委員一同

特になし。

練馬区サンクスマッチについて

委員長

その他の報告はあるか。

スポーツ振興課長

私から、練馬区サンクスマッチについてご報告させていただきます。

本年も、サッカーJ2リーグの東京ヴェルディのほうから、青少年の健全育成など、サッカーを通じた社会貢献活動の1つとして、練馬区民との交流事業を行いたいというご提案があった。

区としては、この事業が区民のスポーツ振興を図るに当たり有益であろうということで、昨年に引き続きこのサンクスマッチを行うこととしたものである。

サンクスマッチの時間等であるが、8月27日、土曜日、夕方6時キックオフとなっている。場所は昨年と同じ国立競技場である。なお、対戦については東京ヴェルディ対ロアッソ熊本となっている。

この事業について、区民へのお知らせについては、7月21日の区報等で行う予定としている。

報告は以上である。

委員長

各委員、ご意見はあるか。

委員一同

特になし。

委員長

その他の報告はあるか。

事務局

特になし。

(1) 議案第45号 練馬区教育委員会委員の辞職について

委員長

それでは議案に入る。(1) 議案第45号 練馬区教育委員会委員の辞職について。

この議案は、園部教育長より提出された辞職願を受けて提出したものである。6月28日付で辞職されることへの教育委員会の同意を求める内容である。

教育委員の辞職については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第10条により、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意が必要となる。

区長にも、既に辞職願を提出されたと伺っている。

では審議に入りたいと思うが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第5項により、委員の一身上の議案であるため、園部教育長はこの議案に同席できない規定となっている。ただし、各委員の了解があれば同席できることになっているがどうか。

委員一同

同席でよい。

委員長

それでは、各委員のご意見を伺う。

天沼委員

急な辞職願を提出されたということで、各委員が皆さん驚いて、この後どうするのかということですと心配していた。教育長の一身上のいろいろ決断もおありだと思うので、我々が辞める辞めないということに口を差し挟むことはできないと思うので、この

とおりにお受けする以外ないのではないかと思うがいかがか。

外松委員

私も、ほんとうにびっくりしている。本音を申せば辞めていただきたくない。いろいろな学校を回らせていただくと、校長先生や現場の先生だけではなく、地域の方と一緒にいるいろいろとお話する機会がある。そうすると、ほんとうに皆さん、園部教育長がためにそういう方たちの中に入れて、一緒に教育活動を進めておられたということが、お会いする方たちからたくさんお話を伺う。

つい先日も中学校に伺ったとき、すごく前にPTAの会長だった方が、私がこういう者であると紹介したら、「では園部教育長はお元気ですか」みたいな感じで、「私がPTA会長時代、非常に教育活動でお世話になった」ということを、ほんとうにいろいろなところで伺う。お顔もよく覚えていらして、今までほんとうに多忙な職を、健康を害されずによくこなしていっしょななどは常日ごろ思っていたので、なぜ辞められるのか、ほんとうにすごく切ないのだが、園部教育長もいろいろお考えがあってそうされたことであるので、渋々ではあるが同意せざるを得ないのかなと感じている。

安藤委員

私も、以前小学校のPTA会長をやっていたときから、園部教育長には大変お世話になり、また今、違った立場でいろいろ教えていただきながら、一緒に職場でお世話になっていて、ほんとうに辞められるというのはぜひ審議をしたいということが本音であるが、長い間大変な職についていっしょり、ありがとうございますと申し上げて、そのとおりにさせていただく。

天沼委員

同意したくないのだが、ほんとうは、いろいろ教えていただいたり、お世話になって、なぜお辞めになるのか。お元気であるし、もっと続けているいろいろ教えていただきたいことがまだまだいっぱいあるので、ぜひ。

委員長

平成17年からの12年間ということであったが、行政改革や教育改革の真ただ中の教育長ということで、とても大変だったと思う。そのような状況の中で、区民や学校現場のニーズを受けとめ、世の中の動きをしっかりと把握されて、的確な判断で進めてこられたということをすごく実感している。

私といたしましても皆さんと同じように、その豊かな経験をさらに生かして、もっと充実した教育委員会をというふうにほんとうに思っているのだが、園部教育長のご意思も固いと伺っているので、やむを得ないのかなということである。

ということであるので、ただいまの議案第45号については、全員が辞職を思いとどまってほしいという気持ちは十分あるが、園部教育長ご本人のご意思を尊重して同意することとする。

この後の事務処理について、事務局より願います。

庶務課長

本日、この教育委員会で辞職が同意されたので、区長に対して教育委員会の辞職の同意を通知する。あわせて区長が同意されれば、6月28日、明日付の辞職が決定されるという状況である。

委員長

では、最後になるので、ごあいさつをいただきたいと思う。

教育長

過分なお言葉をいただきありがとうございました。12年間、教育委員、そして教育長に、この教育委員会で選んでいただき、ご同意いただき、12年間が1つの節目だと最初から思っていた。12年間で前半、真ん中、後半ということで自分なりに教育長としての職を分けながら考えてきた。

この間、いろいろな楽しいことがたくさんあった。苦しいことは忘れてしまうので、楽しい思い出がたくさんある。PTAの方々、地域の方々、あるいは少年少女に、いろいろなスポーツの面、文化の面で指導してくださる皆さん、さらには地域の方々、学校、PTAの方々、ほんとうにお世話になった。

特に、事務局の部課長、職員の方々に、なかなか教育委員会事務局の立場というのが、区長部局の職とは、組織と法律が違うので、やりづらい面があったと思う。例えば教育委員会においても、協議、審議は教育委員が5人がやることであって、あくまでも部課長はその資料を集めたりする活動をフォローしていくのが立場ということで、その点ではいろいろ申しわけない点もあったが、いずれにしても、12年間、悔いなくいろいろなことを皆さん方に教えていただいたし、私も学ぶことができた。

任期途中ということであるが、これからもっと大きな課題が続いているので、さらにまた新しい方に教育委員になっていただき、また教育委員会の中でその方を教育長に選んでいただいて、新たなスタートを切っていただければと思っている。12年間ありがとうございました。

委員長

以上をもって、第12回教育委員会定例会を終了する。